松山市要綱第45号

平成23年3月31日

改正 令和2年6月19日要綱第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、買出人の効率的な取引を確保するため、買出人を補助して松山市公 設水産地方卸売市場の取引に参加する買出人補助者(以下「補助者」という。)の届出 について、必要な事項を定めるものとする。

(補助者の届出)

- 第2条 買出人は、補助者を仲卸業者との売買に参加させようとするときは、あらかじめ 市長に届けなければならない。当該補助者を変更しようとする場合も、同様とする。
- 2 前項の補助者は、次の要件を満たす者でなければならない。
 - (1) 買出人又は買出人が属する企業等に直接雇用されている者
 - (2) 取扱品目の評価能力を有する者

(補助者の人数)

第3条 買出人1人当たりの補助者の人数は、買出人の年間買上額(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。)に応じ、次に定める人数以内とする。

年間買上額	人数
3,000万円以上8,000万円未満	1 人
8,000万円以上1億5,000万円未満	2 人
1億5,000万円以上	5人

2 前項の表に規定する年間買上額は、当該年度の開始前1年間の買上額とし、新規に市 長に届出をした買出人については、業務開始後1年間の買上予定金額(消費税及び地方 消費税額を除く。)とする。

(届出)

- 第4条 第2条の規定による届出は、買出人補助者(変更)届出書(第1号様式)に次に 掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 買出人又は買出人が属する企業等との雇用関係を証明する書類

(2) 履歴書及び写真2葉(履歴書に貼付したものを含む。)

(買出人補助者章の交付等)

- 第5条 市長は、前条の規定による届出があったときは、買出人補助者章 (第2号様式) を交付するものとする。
- 2 補助者は、買出人の業務に参加するときは、買出人補助者章が付いた帽子を着用しなければならない。
- 3 補助者は、買出人補助者章を他人に貸与し、又は贈与してはならない。

(補助者の行為)

第6条 補助者が仲卸業者が行う販売の相手方としてなした行為は、全て当該買出人に帰属する。

(年間買上額の確認)

- 第7条 市長は、必要に応じて第4条の届出をした買出人の年間買上額を確認するものと する。
- 2 買出人及び松山市水産仲卸協同組合は、市長の求めに応じて、前項の規定による確認 のための書類等を提出しなければならない。
- 3 市長は、第4条の届出をした買出人の年間買上額が第3条第1項の表に規定する年間 買上額ごとの人数の上限の基準を満たさないときは、当該買出人に対し、補助者の人数 を適正な人数とするよう求めることができる。

(買出人補助者章の返還)

第8条 買出人は、松山市公設水産地方卸売市場買出人に関する要綱(平成23年要綱第44号)第5条第1項第4号の規定による届出をしたときは、買出人補助者章を市長に返還しなければならない。

付 則

この要綱は,公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

買出人補助者(変更)届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

番	号	
住	所	
	又は名称	
雷話	番号	

買出人補助者について,以下のとおり届け出いたします。

貝山八冊切有について、以下のこねり曲け山いたしより。							
	届出内容 ※該当するものを ○で囲む	氏名		住所	続柄 ※該当するもの を○で囲む		
	新 規 変 更 辞 退				個人の雇用人 法人の雇用人		
補助者に	新 規 変 更 辞 退				個人の雇用人 法人の雇用人		
関する事項	新 規 変				個人の雇用人 法人の雇用人		
	新 規 変 更 辞 退				個人の雇用人 法人の雇用人		
	新 規 変 更 辞 退				個人の雇用人 法人の雇用人		
買出	年間買上金額		Ę	既に届出をして	いる補助者の人数		
事人に	(年月~年	月)					
	見込・実績			人			
州関する		出の翌月から1年間					
る	の見込金額を記入	、9 ること					

※添付書類 1. 直接雇用関係を証明する書類 2. 履歴書及び写真2葉(履歴書に貼付したものを含む。)

※変更があった場合は、変更内容が分かる書類を添付すること。

年 月 日

(宛先) 松山市長

松山市水産仲卸協同組合理事長

印

このことについて、上記のとおり届出があり、当組合で届出書の内容を確認した結果、 提出内容及び書類に不備がないことを認めます。



買出人補助者章

寸法 タテ 7 c m

∃⊐ 12 c m